

Title	2006年3月欧州理事会の概要と評価
Sub Title	Outcome of the March 2006 European Council
Author	大高, 準一郎(Otaka, Junichiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2007
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.8 (2007. 10) ,p.253- 272
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應EU研究会 政策文書の紹介と解説 英文要旨あり
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20071031-0253

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

2006年 3 月欧州理事会の概要と評価

大 高 準 一 郎

1. 結論文書の概要
 2. 主要点についての解説
- おわりに

2006年 3 月23、24日、ブリュッセルで欧州理事会が開催された。例年、春の理事会では経済政策を協議することが多いが、今回の会議でも、欧州経済の景気回復やエネルギー業界再編の動きを背景にエネルギー政策に関する協議が中心となった。

本稿では、採択された結論文書の概要を記した上で、注目される主要ポイントを中心に説明する。

なお、筆者は現在外務省軍備管理軍縮課に所属しているが、見解については筆者個人のものである。

1. 結論文書の概要

欧州理事会会合に際しては、ボレル欧州議会議長との意見交換に加え、トリシェ欧州中央銀行総裁、セリエールUNICE会長、ロドリゲスETUC会長との意見交換が行われた。欧州理事会は、ETAによる恒久的な停戦宣言に関するスペイン政府報告書を歓迎した。

（1）雇用と成長に向け再始動したリスボン戦略

2005年3月の欧州理事会は、リスボン戦略の抜本的な再始動を行うことを決定した。ハンプトンコート非公式首脳協議では、首脳は更なる政治的推進力を提供した。同年12月欧州理事会で中期財政見通しが合意に達したことは重要な前進であり、欧州理事会は、新たな機関間合意の可能な限り速やかな締結及び必要な法的手段の早急な採択の重要性を強調する。

欧州をとりまく環境は、域外との競争の増大、高齢化の進行、エネルギー価格の上昇とエネルギー安保を確保する必要により特徴づけられる。2005年末以降、緩やかな景気回復が続いており、失業率も低下しているが、更なる失業の低下、生産性の向上等は依然としてEUの重要な課題である。欧州の競争力を増加させ、成長を持続させるためには、更なる構造改革が求められる。同時に、構造改革から最大限の便益を享受するには適切なマクロ経済政策も重要である。具体的な目標や行程表を示すことは、改革実施のスピードアップや、成長と雇用により良い結果をもたらすための有用な道具となる。

欧州理事会は、欧州委員会の「ギアを加速状態にするとき」¹⁾と題するコミュニケーション、理事会による作業、すべての加盟国が統合指針に基づいて国別改革計画を速やかにまとめ上げたこと、共同体リスボンプログラムについての進展状況を歓迎する。また、国別改革計画には、共有され学ぶべき豊富な政策が含まれること、同時に、幾つかの国別改革計画にはより具体的な目標や行程表が含まれ得るなどとした欧州委員会の見解に留意する。

加盟各国は、国別改革計画の策定に当たって各国議会や地方政府、労使等の利害関係者を関与させるために真の努力を行った。欧州理事会は、欧州議会、地域評議会、経済社会評議会によるイニシアチブを歓迎するとともに、経済社会評議会、地域評議会に対し、作業を継続した上で2008年早期に報告をまとめるよう求める。改革がいかに大きな繁栄に貢献しているか理解を深めるために

1) “Time to Move Up A Gear” The European Commission's 2006 Annual Progress Report on Growth and Jobs (http://ec.europa.eu/growthandjobs/pdf/2006_annual_report_full_en.pdf)

は、欧州市民をより積極的にプロセスに関与させることが必要である。労使の積極的な貢献が必要であり、欧州理事会は、フィンランド次期議長国による政・労・使（三者間）ソーシャルサミットの開催の意向を歓迎する。

欧州理事会は、ユーロ圏各国の構造改革の重要性を認識し、ユーロ圏内の効果的な政策調整の必要性を強調する。

国別改革計画が完成した今、その実施や対策強化等によりそのモーメンタム（勢い）を維持することが不可欠である。欧州理事会は、各加盟国に対し、(1) 国別改革計画の実施に関して本年秋に報告するよう求め、(2) 理事会、欧州委員会及び各加盟国に対し、経験について情報交換を行うよう要請するとともに、欧州委員会に対し、2007年春の欧州理事会への報告において、優先的な行動に特段の注意を払い、追加的な対策について提案するよう要請する。欧州理事会は、成長と雇用のための統合指針2005－2008が引き続き有効であることを確認し、その下で、優先的な行動のための特定分野と、欧州のためのエネルギー戦略（EPE）、全体一律のモーメンタムの維持について合意する。

(2) 第1部：優先的な行動のための特定分野

欧州理事会は、2007年末までに実施されるべき以下の優先的な行動のための特定分野について合意する。

(a) 知識と革新への更なる投資

欧州理事会は、バルセロナで合意されたコミットメントを改めて表明し、2010年までに研究開発投資の対GDP比を平均3%にするとの目標に向け、個々の国の異なる出発点を考慮に入れつつすべての加盟各国に対して政策及び行動を促進することを求める（附属書I参照）。欧州理事会は、第7次研究開発枠組計画及び新たな競争力革新プログラムの速やかな採択を求める。また、欧州理事会は、欧州投資銀行に対し、革新を支援すること及び研究開発分野における行動を強化することを求める。欧州理事会は、欧州投資銀行の新たな金融手段等が最大300億ユーロ規模のベンチャーキャピタル及び銀行ローンの呼び水となることを期待する。さらに欧州理事会は、各加盟国に対し、研究者のた

めの単一の開放的で競争的な欧州労働市場を創設するよう要請する。欧州理事会は、知識への投資が製品やサービスに転換する欧州の幅広い革新戦略を求める。この関連で、欧州理事会は、革新的欧州の創造に関するアホ（Aho）報告²⁾に留意し、欧州委員会に対してその勧告を評価するよう要請するとともに、次期議長国に対し2006年末までにその進展について報告するよう要請する。

教育・訓練は、社会的結束とともにEUの競争力に関する長期的な潜在性を発展させる極めて重要な要素である。教育・訓練への投資は、そのコストを上回る見返りを生み出すものであり、生涯学習プログラム2007-2013は不可欠となる。欧州理事会は、各加盟国に対し、大学の資金源へのアクセスを促進するとともに、産官学パートナーシップの障害を取り除くことを求める。さらに、欧州理事会は、研究成果の産業界への浸透という面での大学及びその研究スタッフの極めて重要な役割、関連する人々の経営能力や資格を発展させる必要性を強調し、高等教育に関する欧州委員会による報告に期待する。

欧州理事会は、欧州工科大学に関する欧州委員会のコミュニケーションに留意し、更なる検証を行う。また、欧州工科大学の設立が、高等教育、研究、革新の間の既存のギャップを埋めるために重要なステップとなるであろうことを認識する。欧州研究評議会が指導的役割を果たすべきである。欧州理事会は、欧州委員会に対し、2006年6月半ばまでに次の段階の提案を提出するよう要請する。

(b) 中小企業を中心としたビジネスの潜在性の開放

欧州理事会は、各加盟国に対し、積極的に各国の戦略を発展させ、競争力、革新、生産性を促進する対策の実施を求める。欧州理事会は、特に欧州経済の中心をなす中小企業にとってより良好なビジネス環境の創出の重要性を認識しており、共同体レベルでは、欧州委員会による新提案に対する影響評価や規制

2) “Creating an Innovative Europe”, Report of the Independent Expert Group on R&D and Innovation appointed following the Hampton Court Summit and chaired by Mr. Esko Aho

の簡素化プログラムを通じて大きな進展が達成された。欧州理事会は、各加盟国に対し、域内市場の便益を消費者、労働者及び企業が享受できるよう、共同体法令の完全な移行、完全実施を求める。

中小企業は、欧州の成長とより良い雇用を創出する際に極めて重要な役割を持つ。「小ささをまず考える」(think small first)という原則が制度的に適用され、共同体及び各国レベルのすべての関連法令における指針とならなければならない。欧州理事会は、欧州委員会に対し、中小企業の成長と発展を促す特別の規定を提案するよう要請する。また、委員会が、加盟国の政策が中小企業に適応したものとなるよう更なる支援を行うことを期待する。欧州理事会は、欧州委員会に対し、特に中小企業に留意して特定分野におけるEU規則に関連する行政コストを計測する実験を行うこと、その削減のための特定分野における計測可能な目標を設定するための選択肢の開発、及び2006年末までにその進展を理事会に報告することを要請する。

各加盟国は、2007年までに、会社の設立を素早く簡単に行えるよう、一本化された窓口、あるいは同様の効果を持つ措置をとるべきである。各加盟国は、2007年末までにEUのどこにおいても1週間以内に会社を立ち上げることが可能となることを目標として、立上げの平均期間を大幅削減するための適切な対策をとるべきである。

欧州理事会は、積極的な起業家精神のあふれた環境を創出する必要性や起業家精神を促進する適切な枠組み条件の必要性を強調し、加盟国に対し起業家精神教育訓練を適切な教育レベルにおいて実施するなどの対策強化を要請する。

完全に統合された金融市場及び十分な資金へのアクセスは、中小企業の成長にとって極めて重要である。共同体レベルでは、特に第7次研究開発枠組計画や競争力革新プログラムの下での金融制度を通じて資金源が利用可能となる。また、理事会は、加盟国に対し、構造基金の潜在性を最大限利用するよう求める。さらに、中小企業の知的財産権の潜在性に注目すべきである。欧州理事会は、中小企業関連の既存の国家補助ルールを修正し行政手続きを簡素化する必要性について最大限考慮するとの欧州委員会の意図を歓迎する。この関連で、

1500万ユーロまでの中小企業向けの投資、雇用補助を通知なしに行う可能性に留意する。また、デ・ミニミスルールの上限を2倍とする可能性を検討すると、の欧州委員会の意図を歓迎する。

（c）優先分野の雇用機会の増加

雇用の増加は改革の最優先事項である。近年実施された労働市場改革は成果が出てきつつある。重要な課題は特に若者、女性、高齢者等の労働市場参加を高めることである。欧州経済が回復しているこの機を捉え、欧州雇用戦略と3つの行動優先事項の実現に向けてより多くの努力が払われなければならない。2010年まで毎年最低200万人の雇用を増加させるために、更なる積極的措置が必要である。欧州理事会は、加盟国に対し、(1) 仕事に関しライフサイクルアプローチを促進することを通じて、人的資源への投資効率を高めること、(2) 積極的・予防的な政策へ転換し、人々の雇用への意欲を高めること、(3) 低技能、低賃金労働者、特に労働市場の周辺部にいる者に更なる焦点を当てること等を求める。

労働市場における若年者の状況の改善及び若年失業率の低下は緊急の課題である。このため、欧州理事会は、合意されている2010年の目標に沿って、中退者を10%に削減し、22歳の人口の少なくとも85%が高等教育を修了するよう努力が強化されるべきであることを強調する。2007年末までに、学校を中退し失業しているすべての若者に対して、職、徒弟制度、追加訓練等の措置が6か月以内に提供されるようにし、2010年にはそれが4か月以内に提供されるようにすべきである。

高齢者にとって長く働くことをより魅力的にするために、欧州理事会は積極的高齢化戦略を実施すべきことを強調する。

男女平等政策が経済成長、繁栄及び競争力にとって重要であることを認識し、欧州理事会は、欧州レベルで女性の雇用を促進しより良いワークライフバランスを確保する政策を実施することを約束する時期であることを強調する。このため、欧州男女平等協定（附属書Ⅱ参照）を承認し、加盟国の国別目標に

沿って質の高い保育の利用可能性を増加すべきであることに合意する。

欧州理事会は、労働者及び企業の適応可能性向上のためにより体系的に取り組む必要性を強調する。この関連で、欧州理事会は、加盟国に対し、「フレキシキュリティ」（柔軟性と安定性のバランス）という主要課題に特別な注意を払うことを求める。

欧州委員会の欧州グローバル化適応基金の提案に留意し、EU理事会、欧州議会及び欧州委員会に対し、できる限り早急に、可能なら2007年1月1日から基金が運営できるよう適切な措置を取ることを求める。

（3） 第2部：欧州のためのエネルギー政策（EPE）

欧州理事会は、欧州がエネルギー分野で多くの課題に直面していることに留意し、欧州委のグリーン・ペーパー「持続可能で競争力のある安心なエネルギー」³⁾と（エネルギー相）理事会の貢献を基礎とした、欧州のためのエネルギー政策（Energy Policy for Europe、以下「EPE」）を求める。

欧州理事会は、EU域内政策・対外政策の双方において様々な政策分野における整合性を確保するため、エネルギー政策は成長戦略や環境政策、外交、開発政策など多くの政策分野における要件を満たす必要があることを強調する。関連する理事会間の調整を強化するとともに欧州委が、より良い規制の原則を考慮することを求める。

EPEは、加盟国のニーズ及び政策についての適切な理解の下、エネルギー分野の持つ戦略的役割に留意して検討されるべきであり、長期的な需給についての共有された見通しとすべてのエネルギー源の利点、欠点についての客観的かつ透明な分析に基づくべきである。

EPEは、次の3つの目的について均衡の取れた寄与を行うべきである。

3) Green Paper, A European Strategy for Sustainable, Competitive and Secure Energy (http://ec.europa.eu/energy/green-paper-energy/doc/2006_03_08_gp_document_en.pdf)

(a) 供給の安全確保

共通の対外政策を構築し、EUと加盟国との対話及びEUと生産国、通過国、消費国との対話を進める。域外及び域内の資源、供給者、輸送ルートの多様化を進める。危機時における共通の対応を確保する。

(b) 競争力の確保

加盟国の特殊な事情に配慮しつつ、加盟国と協力して2007年半ばまでに域内の電力・ガス市場のすべての消費者に向けた自由化を完了させる。

域内市場に関する法令の完全な実施を確保する。

域内市場と同様のアプローチを近隣諸国へも拡大し、エネルギー規制当局間の調整とその役割を強化する。

EU域内の地域的な協力の発展を加速化させる。備蓄及び国境間接続インフラの発展を促進する。電力については少なくとも加盟国の発電能力の10%を目標とし、2002年バルセロナ欧州理事会で合意されたとおり、資金面は主として関連する企業によって手当てされるべき。

行政の承認手続きの加速化と投資促進のため既存法令を見直す。

(c) 環境の持続可能性

EUにおいて2020年までに20%のエネルギー消費を節約する潜在力があるとの欧州委見通しに留意し、エネルギー効率に関する行動計画の採択を通じてEUのリーダーシップを強化する。

EUワイドでの再生可能エネルギーの発展（ロードマップ）を継続し、例えば2015年までに再生可能エネルギーのシェアを15%に、バイオ燃料のシェアを8%にする目標を設定することを検討するとともに、EUのエネルギー輸入依存度を低下させる中長期戦略を発展させる。バイオマス行動計画を実施する。EU排出量取引制度の見直しを完了させる。エネルギー効率、持続可能エネルギー及び低排出技術に関する技術開発、実証への支援を確保する。

EPEは、市場の透明性と非差別性を確保し、競争ルール及び公共サービスと

しての義務と整合的であり、一次エネルギー源及びエネルギー・ミックスに関する加盟国の主権を尊重しなければならない。

欧州理事会は、欧州委員会と理事会上級代表が対外エネルギー政策の重要事項について密接に連携し、次回（6 月）欧州理事会で EU の戦略を議論するためのインプットを行うことを慫慂する。

欧州理事会は、戦略的エネルギー・レビューを 2007 年から定期的に行うとの欧州委員会の提案を歓迎する。予備的な議論は 2006 年後半に行われる。

附属書Ⅲは、上記の目的に貢献するために取り得る行動を列挙している。新たな行動は、既存の国際機関等による作業と相乗効果を持つように決定されるべきである。欧州理事会は欧州委員会及び理事会に対し、2007 年春の欧州理事会において優先付けされた行動計画が採択できるよう、それまでに明確な行程表を伴った行動案を準備することを慫慂した。

欧州理事会は、欧州委員会に対して以下を慫慂した。

- ・ 2006 年半ばまでにエネルギー効率に関する行動計画を提出すること
- ・ バイオ燃料行動計画を実施すること
- ・ 国境間接続の優先計画を発展させ、供給の多様化と地域市場の統合に資するインフラ整備の実現を支援すること
- ・ ロシアの G 8 議長国期間中のエネルギー憲章条約の批准と通過議定書交渉の完了に関する点も含め、EU・ロシア間の対話をより効果的なものとする
- ・ 域内エネルギー市場のアプローチの近隣諸国への拡大戦略を発展させること
- ・ 第 7 次研究開発枠組計画におけるエネルギー分野の適切な優先度を確保すること
- ・ 長期的な需給見通しについての分析を開始すること
- ・ エネルギー市場の透明性、特にガス貯蔵能力及び石油備蓄のデータを改善すること

（4） 第3部：全体一律のモーメントの維持

（a） 健全かつ持続可能な公的財政の確保

欧州理事会は、加盟国に対し、景気回復の機会を活用して安定・成長協定に従った財政再建を追求することを求める。また、欧州理事会は、人口の高齢化が公的支出に与える影響に関する報告書を歓迎し、公的債務の削減、雇用率と生産性の向上、年金・保健医療制度改革を目標とする3方面戦略を再確認した。

欧州理事会は、欧州委員会に対し、理事会における審議に先立つ2006年末までに加盟国の公的財政の持続可能性に関する包括的評価を行うことを要請するとともに、公的財政の質を高めて成長と雇用を促進する活動を育成するため、公的支出と租税の効率性及び効果を更に改善する必要性を強調する。また、更なる財政再建とモノ、サービス、労働及び不動産市場の一層の構造改革がユーロ圏の加盟国において特に重要であり、ユーロ圏における効果的な政策調整が必要である。

（b） 域内市場の完成と投資促進

域内市場の拡張と深化は改訂リスボン戦略の目的達成の主要要素であることから、欧州理事会は、以下を求める。

- ・ 2006年末までのREACH法案の最終合意及び危険物質等の分類及びラベリングに関する関連規則の最終合意
- ・ 知的財産権保護のためのEUないし世界レベルの効果的な立法枠組みの完成
- ・ VAT及び税関制度の簡素化及び近代化促進
- ・ 完全に統合され機能する金融市場の促進、金融へのより良いアクセス、米国の会計基準の相互承認等

欧州理事会は、欧州社会モデルを維持しサービス指令に関する広範なコンセンサスを確保しつつ、サービスに関する域内市場を完全に機能させなければならないことを強調する。欧州理事会は欧州議会による投票を歓迎し、欧州委員会による修正提案に期待する。欧州理事会は、欧州議会の第一読会の結果をおおむね踏まえて修正を行うとの欧州委員会の意向に十分留意し、関係機関が立

法プロセスを速やかに終了することへの期待を表明する。

欧州理事会は、移動の自由に関する移行期間の取極の機能に関する欧州委コミュニケーションの提出を歓迎する。また、欧州理事会は加盟国に対し、消費者、労働者及び企業が競争力のある国境のない市場の利益を享受することを可能にする共同体法の完全実施を求める。さらに、欧州理事会は、合法移民はリスボン戦略の実施に貢献することからハーグプログラムを想起し、合法移民に関して欧州委が2005年12月に発表した政策プランに留意した。

欧州理事会は、リスボン戦略の目的達成の主要要素として各加盟国及びEUレベルでの「より良い規制」の重要性を強調し、「より良い規制」のすべての分野における現在までの進展及び今後の進展のために更なる作業が必要な点に関する分析を行うとの欧州委員会の意図を歓迎する。欧州理事会は、「より良い規制」は各加盟国が国内立法を行う際、また、共同体法を国内実施する際にも妥当することを想起する。

欧州理事会は、積極的な競争政策の重要性と国家援助改革が生産的な資源効率実現のための主要政策手段であることを認識する。欧州理事会は、欧州ネットワーク企業にとって競争は重要な役割を持つことを認識し、これらの分野で加盟国が行動することを求める。

欧州理事会は、ビジネス及び行政機関における情報・コミュニケーション技術の更なる生産的な活用がリスボン戦略の観点から決定的に重要であることを認識する。欧州理事会は欧州委員会と加盟国に対し新たなi2010戦略を実施することを求め、次期議長国に対し2006年末前に本件を再度扱うことを要請する。

欧州理事会は、運輸・エネルギー分野におけるTENプロジェクトの実施の重要性や加盟国及びEU諸機関によるインフラ投資の正しい誘因を与えることの重要性を強調する。

欧州理事会は、欧州投資銀行グループが、より高付加価値かつハイリスクなものへ投資対象をシフトさせることを通じたりスボン戦略への貢献を歓迎し、関係者に対して中期財政見通しへの最終合意を考慮に入れつつ必要なフォローアップを行うことを要請する。また、欧州理事会は、EIBと欧州委員会間及び

EIBとEBRD間の緊密な協力の必要性を強調する。さらに、欧州理事会は、欧州内外において開かれた競争力のある市場を確保することの重要性を強調する。

（c）社会的結束の拡充

欧州社会モデルを持続可能なものとするため、欧州は更なる経済成長や高い雇用率と生産性をもたらす努力を行う必要がある。欧州理事会は、社会的保護と社会的包摂に関する共同報告書や新たな目的及び当該分野における作業手法を歓迎し、加盟国に対し2006年から2008年の社会的保護と社会的包摂に関する各国報告書を2006年9月までに提出することを要請する。また、欧州理事会は、社会的保護と社会的包摂に関する政策は各国及びEUレベルにおいてリスボン戦略と緊密に調整される必要があることを強調する。

欧州理事会は、貧困撲滅に決定的な影響を与えるための措置をとらなければならないとするリスボン戦略の目的を再確認し、加盟国に対し迅速かつ明確な児童の貧困削減措置を取ることを求める。また、欧州理事会は、EU内の人口変動の観点から雇用率を上昇させなければならないこと及び職場と家庭の両立が促進されなければならないことを強調する。この文脈において欧州社会基金は重要な役割を果たす。

欧州理事会は、加盟国に対し、教育、訓練、雇用、社会的包摂及び流動性の間の関連を強化することを奨励する。欧州委員会と加盟国は若者と若者の団体を欧州青少年協定の実施に関与させることが求められる。

（d）環境的に持続可能な成長

環境政策は雇用と成長にとり重要な貢献を行うことが可能であり、保健や保健医療コスト、社会的包摂、結束や欧州エネルギー政策の発展に肯定的な影響を与えることが可能である。

欧州理事会は以下の行動を支持する。

- ・ エコイノベーションや環境技術の促進、普及
- ・ モントリオール気候変動行動計画のフォローアップ、2012年後の取極にむけ

たオプションの準備

- ・リスボン戦略の環境的側面をより包括的かつ一貫した態様でカバーするための環境指標の見直し
- ・2010年までに生物多様性の損失を止めるとのEUの目標の早急な実施
- ・より持続可能な消費、生産パターンをもたらすための特定の活動の探求、グリーン政府調達の促進
- ・適切なインセンティブや環境に相当な否定的影響を与え持続可能な開発と両立しない補助金の改革の更なる探求

Ⅲ. 附属書Ⅰ：各加盟国の国別改革計画に示された研究開発支出目標 (略)

Ⅳ. 附属書Ⅱ：欧州男女平等協定

欧州理事会は、欧州委が提案した男女平等行動計画と、条約に規定された男女平等に対するEUの熱意実現の必要性等を考慮し、加盟国及びEUレベルで3つの分野（男女格差を縮小し労働市場における固定的な役割分担を撤廃するための措置、より良いワークライフバランスを促進するための措置、ジェンダー主流化及びより良いモニタリングを通じてガバナンスを強化するための措置）における行動促進のための欧州協定を採択する。

欧州男女平等協定は男女平等年次報告書と共に、既に確立された成長と雇用のためのパートナーシップのフォローアップの仕組みの中に組み入れられ、ジェンダー主流化の促進を目指すべきである。各加盟国は国別改革計画の実施状況報告の際に、欧州委及び理事会は成長と雇用のためのパートナーシップに係る報告書において、男女平等の側面を含むことを求められる。

Ⅴ. 附属書Ⅲ：EPE（行動リスト）

供給の安全確保

- ・供給途絶への対応

政策文書の紹介と解説（大高）

- ・ 供給多様化の強化
- ・ 供給の安全確保の対外的側面

市場競争力及び投資

- ・ 産業界及び消費者の利益となる市場統合の促進
- ・ インフラの統合的な発展

持続可能性

- ・ 再生可能エネルギー
- ・ エネルギー効率
- ・ 気候変動政策への貢献

分野横断的な行動

- ・ 根拠に基づく政策決定
- ・ 研究開発及び実証－技術革新
- ・ 調整

（以上の項目立ての下、33の具体的な行動案を列挙。主要事項は結論文書本文（第2部）でも言及。）

VI. 附属書Ⅳ：ベラルーシに関する宣言

欧州理事会は、ベラルーシ当局による今朝の大統領選挙に抗議する平和的デモ参加者の逮捕を非難する。欧州理事会は、当局が民主的選挙のOSCEコミットメントを満たさなかったことを遺憾とし、大統領選挙は根本的欠陥のあるものであったと考える。欧州理事会は、ルカシェンコ大統領を含め、国際選挙基準の違反に責任を持つ者に対する制限的措置をとることを決定した。

欧州理事会は、ベラルーシの民主的野党勢力と市民社会がもたらした希望を歓迎し、ベラルーシ社会への関与へのコミットメントを繰り返し表明する。また、人的交流を強化し、独立情報源へのアクセスを向上させていく。

欧州理事会は、ベラルーシ当局に対し、すべての拘束者を即時に解放すること、また平和的な抗議運動に対する行為を控えるよう要請し、国際的パートナー、特にベラルーシ近隣諸国に対してベラルーシに対するアプローチの協調を求める。

2. 主要点についての解説

(1) 全体の構成

今次欧州理事会で採択された結論文書は「再始動したリスボン戦略」、「欧州のためのエネルギー政策」(EPE) 及び「モーメントムの維持」と大きく 3 部に分かれている。

全体の構成は、エネルギー問題を中心課題として含めたリスボン戦略で括られており、さらに中小企業支援や雇用拡大等の諸点について達成期限の設定を行い、加えて既存のものを含めた政策を盛り込んだ、加えて既存のものを含めた政策を取り込んだ内容となっている。

また、対外関係については、ETA による恒久的停戦宣言に関するスペイン政府報告書とベラルーシに関する宣言での言及のみとなっている。

なお、23日には、欧州理においてはじめて欧州中央銀行、UNICEをはじめとする欧州社会パートナーとの経済界・労働組合の代表を招待して意見交換を行うという新たな試みが行われた。

(2) 各章毎の解説

(a) 「再始動したリスボン戦略」

2005年3月欧州理事会で行われたリスボン戦略の中間見直しにおいては、リスボン戦略の構造が「成長と雇用」という形で簡素化された。この見直しの下、理事会が3年計画の「統合基本指針」を採択し、加盟各国は毎年国別改革計画をまとめ、欧州委員会に提出し、これを受けて委員会が、評価と優先的課題をまとめた総括報告書を公表、春の欧州理事会に提出し、欧州理事会が進展状況

を検証、必要に応じて統合基本指針を調整することとなった。また、3年期間の最終年に、これら統合指針を改訂することとなった。

今次欧州理事会は、この流れに沿って、欧州委員会が1月に発表した総括報告書「ギアを加速状態にするとき」に言及した上で、加盟国に対して国別改革計画は実施の段階に入っているとして今後の実施を強調するとともに、中小企業振興策のために「ワン・ストップ・ショップ」の創設を加盟国に求めた。結論文書では、2007年までに会社設立手続きを簡素化・迅速化するための「ワン・ストップ・ショップ」サービスの体制を整備し、2007年末までに会社（特に中小企業）設立手続きを出来るだけ安いセットアップ費用で1週間以内にできるようにすることが目標とされている。

雇用創出については、2010年までの各年に少なくとも200万人の雇用を創出するとし、また、若年層の失業に関し、85%以上の市民が22才までに高等教育を終え、2007年末までに、教育を終えたすべての若年層が、卒業後6か月以内に就職するかあるいは追加的訓練、雇用措置等を受けることを可能とすることを目指すといった具体的な数値が結論文書に盛り込まれた。また、雇用市場の柔軟性と労働者の能力の適応が重要であり、教育や職業訓練などを通じ、欧州において、労働者とその雇用を競争から保護する取組みを行うことが重要であるとの観点から「フレキシキュリティ」（柔軟性と安定性のバランス）の概念が明示された。

一方、欧州工科大学（European Institute for Technology, EIT）の創設については、パローズ委員長が、欧州においては「研究開発結果を商機に生かすことの困難性」「高等教育及び研究システムの偏在・未組織化」「中小企業の技術革新の停滞」等の問題が顕著となっており、これらの課題に取り組む必要があるとして、2005年2月のリスボン戦略中間報告の際に提案を行い、その後欧州委員会によって、専門家や一般市民からのパブリック・コメントを聴取する等、種々の検討が進められてきたが、今次欧州理事会においては、欧州委員会に対して6月中旬までに提案を行うことを要請するとの記述にとどまった。

(b) 「欧州のためのエネルギー政策」(EPE)

欧州のためのエネルギー政策については、2002年の春の欧州理事会において、欧州委員会に対してエネルギー単一市場に関する報告を2006年に行うよう要請が行われて以来、欧州委は種々の作業を行ってきた。こうした流れの中で、英議長国の下で行われた2005年10月のハンプトン・コートにおける非公式欧州首脳会議でエネルギー問題に焦点があてられたこともあり、2005年11月に行われたユーロバロメーター（世論調査）では、EU市民の過半数が欧州レベルのエネルギー政策に賛成の意を示した。その後、2005年末からの石油価格上昇、ロシア・ウクライナ間のエネルギー問題等を背景に、エネルギー問題に一層注目が集まり、今次欧州理事会でも主要な討議課題となり、結論文書においても主要な部分を占める結果となった。今次欧州理事会に先立ち、欧州委員会は3月8日にエネルギー政策に関するグリーン・ペーパーを発表し、持続的な経済発展、競争力の維持、供給の安全確保の3つを欧州のエネルギー戦略の課題と位置づけ、この課題解決のために共通エネルギー政策の導入が必要とした上で、成長と雇用のための域内エネルギー市場（電力、ガス）の完成、加盟国間の連帯、エネルギー政策の多様化、気候温暖化に関連する課題に取り組むための統合的アプローチ、技術革新の奨励、対外共通エネルギー政策策定の6分野を優先分野として特定した。結論文書においては、同ペーパーの3つの目標と具体的政策提案を受けた形で、2007年から定期的に欧州理事会でエネルギーについて戦略的レビューを行うとの欧州委員会の提案を歓迎するとされた。他方、一次エネルギー源及びエネルギー・ミックスの選択肢についてはあくまでも各加盟国にあるとされた。

また、省エネや再生可能エネルギー等のシェア等につき目安となるべき数値として、2015年までに再生可能エネルギーのシェアを15%（うちバイオマス燃料8%）まで引き上げる、2007年半ばまでに域内ガス・電力市場の自由化を完成し、国境間接続を通じたエネルギーの効率的なネットワークを構築する（但し、小さくて孤立した加盟国の特殊事情を考慮する）。2020年までにエネルギー消費量を20%削減するとの具体的数値が盛り込まれた。

(c) 「モーメンタムの維持」

この項目には、EUの各種政策手段等の論点が列挙されているが、本項目に盛り込まれた内容の中では、サービス指令案をめぐる議論が注目された。

サービス指令は、EU加盟国の経済活動の中でサービス分野が占める割合が増大していることにかんがみ、サービス事業の更なる競争力の強化及び発展のため、発展を妨げるような法律・行政面の障害を除去し加盟国内でのサービス活動の自由化の実現により競争を促進することを目的としている。2004年1月に欧州委員会により発表された「サービス指令案に関する提案」においては、「シングル・ポイント・コンタクト」設立による行政上の手続きの簡易化、サービス提供者は提供先の国ではなく、提供元の自国（母国）の法律に準ずればよいとする母国法主義（Country of Origin Principle）の適用が盛り込まれた。しかし、2月の欧州議会第一読会にて出された修正案においては、母国法主義を排除し、代わりにサービス提供者の「サービスを提供する権利」を尊重し、自国におけるサービス活動への自由なアクセス及びその実施を保証しなければならないサービス提供の自由（Freedom to provide services）に関する規定が設けられた（第21条）。また、指令の非適用範囲（第2条2項）が欧州委員会の提案より大幅に広がった。

これを受けて、欧州理事会で議会による修正を批判的にとらえた新規加盟国と、それ以外の加盟国との対立が顕在化するのではないかとの見方も事前にはあったが、結論文書では、欧州理事会は、欧州社会モデルを維持しサービス指令に関する広範なコンセンサスを確保しつつ、サービスに関する域内市場を完全に機能させなければならないことを強調する、欧州理事会は欧州議会による投票を歓迎し、欧州委員会による修正提案に期待する。欧州理事会は、欧州議会の第一読会の結果をおおむね踏まえて修正を行うとの欧州委員会の意向に十分留意し、関係機関が立法プロセスを速やかに終了することへの期待を表明する、との文言が盛り込まれ、欧州議会による修正を事実上追認する形となった⁴⁾。

おわりに

今次欧州理事会は、予算をめぐる各国の立場の相異に注目が集まった2005年12月の欧州理事会に比べると、加盟国間の対立もあまり顕在化せず、わが国においてはメディア等での扱いも比較的小さかった⁵⁾。しかし、リスボン戦略の中間見直しで3年サイクルが導入された後の最初の年として、今次欧州理事会はその実施が着実に行われていることを首脳レベルで確認する場となり、サービス指令についても欧州議会の修正を追認する形で結論文書がまとまった。また、エネルギー問題についても、2006年初めのロシア天然ガス供給問題によって、EU市民の関心が高まったことを受け、これまで加盟国の権限に属する部分が大きいとみなされる度合いが強かった同問題について、欧州委員会による提案をもとに、EUレベルでの議論を深めることについて、共通の認識が得られつつあることを示すこととなった。

これらは、2005年半ば以降のEUをめぐる一連の状況、すなわち、欧州憲法条約のフランス、オランダでの国民投票否決と、同時期の欧州理事会での中期財政計画の合意不成立といった事態以降、EUの停滞が取りざたされ、2005年末の欧州理事会において中期財政計画の政治合意は果たしたものの、欧州の将来をめぐる議論の行く末はいまだ不透明との状況において、EUが引き続き機能していることを印象付けたいという点で、欧州委員長及び各国首脳の間でコンセンサスがあった、ということの現れとみることができる。こうした背景ゆえに加盟国間の対立が顕在化することがなかった、ともいえるであろう。

-
- 4) その後、2006年4月4日、欧州委員会は、欧州議会が13分野を指令の非適用範囲として明記したうち、法律サービスを範囲から除外し12分野とした修正案を発表し、2006年5月29日、30日の競争力相理事会において全会一致で政治合意をみた。
 - 5) 「経済的保護主義」をめぐる仏・伊等の加盟国間の対立が顕在化するとの見方もあったが、2006年3月23日の記者会見において、シュッセル嶺首相は経済的保護主義に関して「ある一つの加盟国から本件に関する質問が出たが、議論のテーマにはなっていない」旨応じている。

Outcome of the March 2006 European Council

OTAKA Junichiro

The March 2006 European Council attracted relatively modest attention compared to several preceding European Council meetings which were marked by the debate on the future of the Constitutional Treaty and the Financial Perspective for 2007-2013. Presidency conclusions of the Council listed three subjects under the main theme Relunched Lisbon Strategy for Jobs and Growth; namely, special areas for priority actions, energy policy for Europe, and maintaining momentum across the board.

As this year was the first year of the newly introduced three year cycle after the Lisbon Strategy was reviewed in 2005, the Council underlined the steady implementation of the procedures under revised Lisbon Strategy. The Council also generally endorsed the draft services directive as revised in the first reading of the European Parliament. On the energy security issue, the Council stated the necessity of discussing this issue at the EU level.

All of these seems to imply that EU summit leaders and the European Commission both intended to emphasize that European Union is functioning in carrying out its duties, amid speculations that future of Europe is uncertain as seen in the future of the European Constitutional Treaty as well as difference of positions amongst member states demonstrated in a dispute over the Financial Perspectives 2007-2013.